

特定口座に係る上場株式等保管委託規定

株式会社北海道銀行

平成28年1月1日より「特定口座に係る上場株式等保管委託規定」を以下のとおり改正させていただきます（下線部を改正）。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>1. 約款の趣旨</p> <p>(1) この規定は、お客様が当行において設定する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。</p> <p>(2) お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」ならびに「振替決済口座管理規定兼保護預り口座規定」等他の規定の定めるところによるものといたします。</p> <p>(3) 本規定でいう上場株式等とは、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」ならびに「振替決済口座管理規定兼保護預り口座規定」により当行が預りすることができるものをいいます。</p> <p>2. 特定口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) お客様が当行所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当行に提出または提示することにより、特定口座の開設を申込みものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。 特定口座開設届出書 関係諸法令に定める本人確認書類</p> <p>(2) 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得については源泉徴収するものとし、お客様は、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出していただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(3) お客様が当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。</p> <p>3. 特定保管勘定における保管の委託等</p> <p>上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じです。）において行います。</p> <p>4. 所得金額等の計算</p> <p>特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算は、租税特別措置法第37条の11の3（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例）、同法第37条の11の4（特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例）、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号）附則第13条及び関係政省令に基づき行われます。</p> <p>5. 特定口座に受入れる上場株式等の範囲</p> <p>当行は、お客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等（当行で受入れることができる上場株式等は「投資信託受益権振替決済口座管理約款」ならびに「振替決済口座管理規定兼保護預り口座規定」により当行が預りすることができるものに限りません。）のみを受入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定にはお預りしないことがあります。</p> <p>特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等または当行から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等 当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限りません。）により取得した上場株式等 お客様が、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じです。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当行の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等 お客様が、以下の事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を起因とし、社債、株券等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法で受入れたもの等、関係法令の定めによりその受入れが認められているもの</p> <p>イ. 株式の分割または併合</p> | <p>1. 規定の趣旨</p> <p>(1) この規定は、お客様が当行において設定する特定口座（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定する特定口座をいいます。）に関する事項を定めるものです。</p> <p>(2) お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの規定に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」等他の規定の定めるところによるものといたします。</p> <p>(3) 本規定でいう上場株式等とは、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」により当行が預りすることができるものをいいます。</p> <p>2. 特定口座開設届出書等の提出</p> <p>(1) お客様が当行所定の方法により、あらかじめ、以下の書類を当行に提出または提示することにより、特定口座の開設を申込みものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。 特定口座開設届出書 関係諸法令に定める本人確認書類</p> <p>(2) 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得については源泉徴収するものとし、お客様は、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書をご提出していただくものとします。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡につきましては、お客様から源泉徴収を取りやめる旨のお申し出がない限り、毎年、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>3. 特定保管勘定における保管の委託等</p> <p>特定口座に係る上場株式等の保管の委託は、特定保管勘定（特定口座に保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。</p> <p>4. 所得金額等の計算</p> <p>当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額等の計算を、租税特別措置法その他関係諸法令の定めにもとづき行います。</p> <p>5. 特定口座に受入れる上場株式等の範囲等</p> <p>当行は、お客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等（当行で受入れることができる上場株式等は「投資信託受益権振替決済口座管理約款」により当行が預りすることにより受入れられます。）のみを受入れます。なお、下記に該当する上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定にはお預りしないことがあります。</p> <p>特定口座開設届出書の提出後に、当行への買付けの委託により取得された上場株式等または当行から買付け取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れるもの 当行以外の証券会社等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等であって、所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの 当行が行う上場株式等の募集（その他法令に規定する有価証券の募集に該当するものに限りません。）により取得した上場株式等 お客様が、贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下、同じ。）により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当行または他の証券会社等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等であって、所定の方法により、当行の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されたもの お客様が、以下の事由により取得した上場株式等であって、特定口座内保管上場株式等を起因とし、社債、株券等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載または記録をする方法で受入れたもの等、関係法令の定めによりその受入れが認められているもの</p> <p>イ. 株式の分割または併合</p> |

| | |
|--|--|
| <p>ロ・法人の合併または分割 ハ・株式交換等 ニ・特定口座内保管上場株式等に付与された新株予約権の行使</p> <p>6. 譲渡の方法 特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。</p> <p>7. 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号口に定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>8. 特定口座内保管上場株式等の移管 当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）に規定する移管は、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。</p> <p>9. 贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ 当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。</p> <p>10. 年間取引報告書等の送付 (1) 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。 (2) 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当行は、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。 (3) 当行は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。 (4) 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行われなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。</p> <p>11. 契約の解除 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>お客様が当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p> <p>お客様が第16条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p> <p>12. 特定口座を通じた取引 お客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、上場株式等のうち特定口座へ入れられない上場株式等および当行が定める取引を除く原則すべての取引に関して特定口座を通じて行うものいたします。</p> <p>13. 特定口座に係る事務 特定口座に係る事項の細目については、関係法令およびこの規定に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。</p> <p>14. 特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付 特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当行は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。</p> <p>15. 合意管轄 お客様と当行との間のこの規定に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>16. 規定の変更 この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>ロ・法人の合併または分割 ハ・株式交換等 ニ・特定口座内保管上場株式等に付与された新株予約権の行使</p> <p>6. 譲渡の方法 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法または租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項第1号または第2号に定める方法のいずれかにより行います。</p> <p>7. 源泉徴収 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書をご提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4、地方税法第71条の51その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。</p> <p>8. 特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号口に定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面により通知いたします。</p> <p>9. 特定口座内保管上場株式等の移管 当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）に規定する移管については、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。</p> <p>10. 贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ 当行は、第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）に規定する上場株式等の受入れについては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および租税特別措置法施行令第25条の10の2第15項から第17項までに定めるところにより行います。</p> <p>11. 年間取引報告書等の送付 当行は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。</p> <p>12. 契約の解除 この契約は、以下のいずれかに該当したときに解除され、当該解約に伴いお客様の特定口座は廃止されるものとします。</p> <p>お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき</p> <p>租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき</p> <p>特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき</p> <p>お客様が第16条に定めるこの規定の変更に同意しないとき</p> <p>13. 特定口座を通じた取引 お客様が当行との間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、上場株式等のうち特定口座へ入れられない上場株式等および当行が定める取引を除く原則すべての取引に関して特定口座を通じて行うものいたします。</p> <p>14. 特定口座に係る事務 特定口座に係る事項の細目については、関係法令およびこの規定に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。</p> <p>15. 合意管轄 お客様と当行との間のこの規定に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>16. 約款の変更 この規定は法令の変更その他必要な事由が生じたときに変更することがあります。なお、変更の内容が、お客様従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議の申立てがないときは、規定の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |
|--|--|

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款

株式会社北海道銀行

平成28年1月1日より「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」を以下のとおり改正させていただきます。

(下線部を改正)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>1. 約款の趣旨 この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（当行は源泉徴収選択口座のみ）における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>2. 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲 (1) 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等）に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本支店に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限り、）のみを受入れます。 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>(2) 当行が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p> <p>3. 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出 (1) お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただきます。 (2) お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出していただきます。</p> <p>4. 特定上場株式配当等勘定における処理 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において処理いたします。</p> <p>5. 所得金額等の計算 源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。</p> <p>6. 契約の解除 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。 (1) お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき (2) お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき (3) お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> <p>7. 合意管轄 お客様と当行との間のこの約款に関する訴訟については、当行本店または支店の所在地を所轄する裁判所のうちから当行が所轄裁判所を指定できるものとし、</p> <p>8. 約款の変更 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定</p> | <p>1. 約款の趣旨 この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために当行に開設された特定口座（当行は源泉徴収選択口座のみ）における上場株式等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当行との権利義務関係を明確にするためのものです。</p> <p>2. 源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲 (1) 当行はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当行の本支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本支店に保管の委託がされている上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等）に属するもの）のみを受け入れます。 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式の配当等で同項の規定に基づき当行により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>(2) 当行が支払いの取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当行が当該上場株式等の配当等をその支払いをする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。</p> <p>3. 源泉徴収選択口座への配当の受入 (1) お客様が上場株式等の配当等について、源泉徴収選択口座内に設けられた下記5.（特定上場株式配当等勘定における処理）に規定する特定上場株式配当等勘定への受入及び譲渡損失との損益通算を希望する場合には、あらかじめ、当行に対し、特定口座源泉徴収選択届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただきます。 (2) お客様が当行に対し、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した年の翌年以降の上場株式等の配当等については、お客様から当該所得金額の損益通算を希望しない旨の申出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>4. 源泉徴収選択口座への配当の受入終了 源泉徴収選択口座を開始しているお客様が、上場株式等の配当等について、特定上場株式配当等勘定への受入及び譲渡損失との損益通算を希望しない場合には、租税特別措置法第37条の11の6第3項に規定する上場株式等の配当等の特定上場株式配当等勘定への受け入れを取りやめる旨を記載した源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。</p> <p>5. 特定上場株式配当等勘定における処理 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において行います。</p> <p>6. 配当所得金額等の計算 特定口座源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項および関連政省令の規定に基づき行われます。 なお、所得計算の結果、上場株式等の配当等の源泉徴収した額に還付すべき額が生じた場合には、租税特別措置法第37条の11の6および関連政省令に基づきお客様へ還付を行います。</p> <p>7. 契約の解除 この契約は、以下のいずれかに該当したときに解除されます。 (1) お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき (2) 租税特別措置法施行令第25条の10の7第3項に規定する特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき (3) 特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき</p> |

の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとみなします。

9. 平成 22 年 1 月 1 日以前に開設した特定口座の取扱

平成 22 年 1 月 1 日においてお客様が開設している特定口座が、源泉徴収選択口座である場合は、平成 22 年 1 月 1 日以降最初に当該上場株式等の譲渡若しくは上場株式等の配当等の支払いが確定する日以前に、お客様から特定口座内保管上場株式等の譲渡について源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

以上

8. 平成 22 年 1 月 1 日以前に開設した特定口座の取扱

平成 22 年 1 月 1 日においてお客様が開設している特定口座が、源泉徴収選択口座である場合は、平成 22 年 1 月 1 日以降最初に当該上場株式等の譲渡若しくは上場株式等の配当等の支払いが確定する日以前に、お客様から特定口座内保管上場株式等の譲渡について源泉徴収を希望しない旨の申出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

以上